

随意契約内容及び選定理由書

委託件名	税総合情報システム標準化に伴う現行システムデータ閲覧ツール構築業務委託												
履行場所	市長が指示する場所												
委託の内容	当該業務は、税総合システム次期標準版において、税情報が保有できない過去の年度（令和2年度～平成21年度）を、必要な時に閲覧等が可能となるツールを構築するものである。 （１）要件確定 （２）設 計 （３）製 造 （４）テスト （５）付帯作業 （６）プロジェクト管理 【機 能】 ●固定資産税 課税照会画面（土地、家屋、償却） ●市民税 課税照会画面 ●収納状況 照会画面												
履行期間		契約締結日				～	令和	7	年	12	月	31	日
契約年月日	令和	7	年	4	月	1	日						
契約金額	24,871,000		円		※単価契約の場合の単価								
契約の相手方	住所	松山市永代町13											
	名称	富士通Japan株式会社 四国公共ビジネス部											
選定理由	現行の税総合情報システムのベンダーであるとともに、次期版の税総合情報システム標準化に伴う再構築のベンダーであるため、システムへの理解及びデータの管理等を熟知している。また、現行のシステムは、当該ベンダーが知的所有権を保有しており、業務内容が、現行システム内の膨大なデータを扱って、短期間で的確にシステムを構築することから、当該業務を履行できるのは、当該業者のみであるため、指名するものである。												
契約担当課	資産税課												
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第 2 号												

（注意） 1. 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2. 契約金額が、2,000万円以上の随意契約を締結した場合に公表しています。

3. 委託契約が単価契約の場合には、契約単価に予定数量を乗じた金額を契約金額欄に記載し、契約単価も併記しています。